



発電事業の終了

条例第13条関係

【事業(着手・官僚・中止・再開・開始・**終了**)
届出書】の提出

提出

現地調査・内容確認

(撤去又は廃棄)

太陽光発電設備の撤去又は廃棄については、設置事業計画に位置付けた内容により行うこと。

発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

検査・確認